

助成金調査への協力文書と消滅時効

署名する前に確認しておきたいポイント

結論を先に申し上げます

「調査に応じます」「資料を提出します」とだけ書かれた文書は、通常、事業主が助成金の返還義務を認めた文書ではありません。そのため、その文書だけで返還請求の時効が最初から進み直すとは限りません。ただし、返還義務を認める文言や、返還について協議する文言が含まれている場合は、時効に影響する可能性があります。文書の題名ではなく、本文全体と、署名前に受けた説明を確認することが大切です。

消滅時効とは何でしょうか

消滅時効とは、権利を行使しない状態が法律で定められた期間続いたときに、その権利を行使できなくなる仕組みです。国の金銭債権は、特別な定めがない限り、原則として、権利を行使できる時から5年間で時効により消滅します。

ただし、どの時点から5年を数え始めるかは一律ではありません。助成金の種類、支給決定を取り消した日、返還命令をした日などによって判断が変わります。

混同しやすい点

助成金関係書類の「5年間保存」と、返還請求権の「5年の消滅時効」は、別の制度です。書類の保存期間が終われば必ず返還請求ができなくなるわけではなく、保存期間中なら必ず返還請求ができるという関係でもありません。

文書によって生じる可能性がある3つの効果

調査への協力を確認するだけの場合

事実関係の確認や資料提出に協力すると約束するだけであれば、通常は、返還義務があることまで認めたとはいえません。調査の結果、適正な受給であり、返還は不要と判断される可能性が残っているためです。

返還問題について話し合うと合意した場合

国と事業主が、特定の返還請求権について話し合うことを書面で合意した場合、民法151条により、一定の期間、時効が完成しないことがあります。これは、話し合いの間、時効の完成を一時的に待つ仕組みです。期間には、原則として合意から最長1年などの制限があります。

したがって、単に調査へ協力することと、返還請求権について協議することは、分けて考える必要があります。

返還義務を認めた場合

事業主が「返還義務があります」と認めた場合は、民法 152 条の「権利の承認」に当たり、承認した時から時効期間が新たに進み始める可能性があります。一部を返還する、分割返還を申し出る、支払猶予を求めるといった行為も、返還義務の存在を前提としているため、「承認」と評価されることがあります。

どのような文言に注意すればよいでしょうか

文言の例	考えられる意味
労働局の調査に応じ、求められた資料を提出します。	通常は、調査への協力を確認する文言です。
支給要件に疑義があることを確認しました。	この文言だけで返還義務を認めたとは限りません。
返還方法について協議します。	時効の完成を一時的に猶予する合意と評価される可能性があります。
○年度○助成金○円の返還義務を認めます。	返還義務の承認に当たり、時効が新たに進み始める可能性があります。
分割返還を希望します。	返還義務の存在を前提とするため、承認と評価される可能性があります。

なお、時効が完成する前に「将来にわたり時効を一切主張しません」と無期限に約束することは、原則として認められません。労働局が時効への効果を求める場合は、民法が定める完成猶予または更新の要件を満たす必要があります。

署名する前に、労働局へ確認したいこと

1. 対象となる助成金名、支給年度、支給決定日、支給額を確認します。
2. 返還請求の法的根拠、返還義務が発生したとされる日、時効を数え始める日を確認します。
3. 文書を、調査協力の確認、民法 151 条の協議合意、民法 152 条の返還義務の承認のうち、どの目的で扱うのかを書面で説明してもらいます。
4. 時効の完成猶予を想定している場合は、その開始日と終了日を確認します。
5. 返還義務、不正受給への該当、返還額などについて争う権利を留保できるか確認します。
6. 署名しない場合の取扱いと、もともと事業主に求められている調査協力の範囲を確認します。

調査には協力するが、返還義務までは認めない場合

事業主としては、調査への協力と、返還義務を認めることを分けて、立場を明確にする方法が考えられます。例えば、次のような記載です。

本書は、事実確認および資料調査に協力する旨を確認するものです。不正受給、支給決定の取消事由、返還義務、返還請求権の存在または金額を認めるものではありません。

ただし、労働局が正式に民法 151 条の協議合意を求めている場合、このような留保を付けると、合意が成立しない可能性があります。文言を一方的に書き換える前に、まず文書の目的を確認してください。

最終的な判断のしかた

文書の法的な効果は、「同意書」「確認書」「誓約書」といった題名だけでは決まりません。本文の内容、労働局からの依頼文や説明、対象助成金の法的根拠、支給決定の取消し、返還命令、納入告知の有無などを、全体として確認する必要があります。

署名を求められた場合は、その場で判断せず、文書一式の写しを受け取り、「何に協力する文書なのか」「何を認める文書なのか」を整理してから対応することが安全です。

ご注意

個別案件では、必ず原文をご確認ください

本資料は、制度の一般的な考え方をわかりやすく説明したものです。実際の結論は、対象となる助成金、適用年度、通知書や依頼文の全文、支給要領、事実関係によって変わります。重要な判断をする前に、関係書類一式を専門家へ示して確認してください。

主な根拠法令等：会計法 30 条から 32 条、民法 146 条・151 条・152 条